

高萩市競争入札心得（電子入札用）

高萩市の契約に係る競争入札における入札その他の取扱いについては、別に定めるもののほか、競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない入札条件及び留意事項は次のとおりとする。

なお、この心得において定めた入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

1 入札書の作成

- (1) 入札参加者は、設計図書、図面、仕様書等に基づいて積算を行い、入札書を作成すること。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載するものとする。
- (3) 入札書の作成に際し、設計図書、図面、仕様書等に疑義があるときは、一般競争入札公告の示した日（指名競争入札は入札日の前日まで）までに、関係職員に説明を求めることができる。

2 入札書の提出

- (1) 入札書は、入力画面上において作成し、一般競争入札公告、又は指名通知書に示した日時までに入札しなければならない。
- (2) ICカードの準備中、又は更新中の場合等のやむを得ない事由があると認められた場合に限り、紙入札方式に変更することができる。
- (3) 紙入札方式の承諾については、紙入札参加承諾願（高萩市電子入札運用基準様式3号）又は紙入札方式移行承諾願（高萩市電子入札運用基準様式4号）を提出して、市長に承諾を得なければならない。
- (4) 入札書は、電子入札システム（以下「システム」という。）により提出するものとし、持参、郵送又はファクシミリによる入札は認めない。ただし、(3)により承諾を得た場合には、入札日の前日までに総務部財政課に持参又は郵送（書留郵便に限る。）によってすることができる。
- (5) 入札書提出後は、いかなる理由があっても入札書の書換え、引換え又は撤回することはできない。

3 工事内訳明細書の提出

(1) 財政課が取扱う建設工事の入札については、入札書の提出とともに工事内訳明細書（以下「内訳書」という。）をシステムにより提出することとする。

(2) 内訳書が下記の表に掲げる事項に該当した場合には、入札を無効とする。

1 未提出であると認められる場合（未提出であると 同視できる場合を含む。）	(1) 内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
	(2) 内訳書とは無関係な書類である場合
	(3) 他の工事の内訳書である場合
	(4) 白紙である場合
	(5) 内訳書に押印が欠けている場合 (システム提出の場合は除く)
	(6) 内訳書が特定できない場合
	(7) 他の入札参加者の様式を入手し、使用している 場合
2 記載すべき事項が欠けて いる場合	(1) 内訳の記載が全くない場合
	(2) 入札公告又は指名通知書に指示された項目を満 たしていない場合
3 添付すべきではない書類 が添付されていた場合	(1) 他の工事の内訳書が添付されていた場合
4 記載すべき事項に誤りが ある場合	(1) 発注者名に誤りがある場合
	(2) 発注案件名に誤りがある場合
	(3) 提出業者名に誤りがある場合
	(4) 内訳書の合計金額が入札金額と異なる場合
5 その他未提出又は不備がある場合	

(3) 再度入札においては、内訳書の提出を求めないものとする。

4 入札の辞退

(1) 入札参加者は、入札書の提出期間までは、いつでも入札を辞退することができる。

(2) 入札を辞退するときは、入札書の提出期間中にシステムにより辞退の届け出をすること。ただし、紙入札の承諾を得た者については、入札辞退届を入札日の前日までに、総務部財政課に持参又は郵送（書留郵便に限る。）にて提出すること。

(3) 入札を辞退した者は、これを理由として不利益な扱いを受けることはない。

5 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、公正な入札を確保するために、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者は、入札を行うにあたって、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札金額又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札金額を定めなければならない。
- (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札金額を意図的に開示してはならない。

6 入札の中止

入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは中止することがある。

7 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札について不正な行為が確認された場合
- (2) 入札書が指定日時までに到達しない場合
- (3) 再度入札にあたり、直前の入札の最低金額以上の入札をした場合
- (4) 紙入札の場合で、代理人が委任状を持参しない場合
- (5) 市長の承諾を得ず、又は指示によらずに紙入札をした場合
- (6) 同一の入札案件において、システムによる入札及び紙入札をした場合
- (7) その他入札に関する条件に違反した場合

8 再度入札

- (1) 開札の結果、落札者がいないときには、直ちに再度入札を行う。その場合において、再度入札の通知はシステムにより送付することとするが、紙入札の承諾を得た者についてはファクシミリにて送付する。
- (2) 再度入札は3回までとする。再度入札に参加できる者は、1回目又は2回目の入札に参加したものに限り、なお、3回目の入札も不調となった場合は、最も低い価格をもって入札した者に、見積書（2回を限度）を提出してもらい決定する。

9 落札者の決定

- (1) 原則として、有効な入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする。ただし、高萩市低入札価格調査制度実施要綱に基づき、低入札価格調査基準価格を設定した入札において、当該調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、入札を保留にした上で、低入札価格調査を行うため調査会を招集し、最低価格入札者からの事情聴取、関係機関への照会等を行い、入札金額により契約内容に適合した履行がなされるか否かを調査し、調査の結果を高萩市建設工事等請負業者指名委員会（以下、「指名委員会」という。）に報告する。指名委員会は、調査会の報告に基づき、最低価格入札者の入札価格により契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがないと認めるとき、又は当該入札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがないと認めるときは、当該入札者を落札者と決定するものとする。なお、最低価格入札者の入札価格では契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあると認めるとき、又は当該入札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認めるときは、調査会に意見を求め、当該入札者を落札者とすること、又は落札者としなことを決定する。
- (2) 最低制限価格を設定しているときは、最低制限価格を下回る入札が行われた場合は落札者とはせず、この入札におけるそれ以降の入札に参加できない。
- (3) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、システムによりくじ引きをする。
- (4) 落札者決定後、契約締結までの間に入札に係る疑惑の通報があった場合は、契約の締結を保留することがある。

10 契約保証金

契約金額が500万円以上の建設工事請負契約については、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。契約保証金の納付等については別に定めるところによる。

11 契約書の作成

- (1) 落札者は、指示された契約書により契約書を作成し、関係書類を添えて、落札した日から5日以内に提出しなければならない。
- (2) 契約が議会の議決を要するものであるときは、議会の議決を経た後に本契約を締結する旨を含む仮契約となる。

1 2 前払金

契約金額が500万円以上の建設工事については、10分の4に相当する額の範囲で前払金を請求することができる。また、契約金額が200万円以上かつ期間が6か月以上のコンサルタント業務については、10分の3に相当する額の範囲内で前払金を請求することができる。

1 3 異議の申立

入札をした者は、入札後にこの心得、設計図書等及びその他関係法令等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 4 補則

この心得と一般競争入札公告及び指名通知書（以下「入札公告等」という。）による入札条件に相違があるときは、入札公告等を優先するものとする。